

イーステージ裁判判決要旨

平成 25 年（ワ）第 100 号 損害賠償等請求事件

平成 25 年 6 月 4 日 （訴えの提起）長野地裁 佐久支部

地裁判決 平成 27 年 1 月 15 日 長野地裁 上田支部

原告の請求をいずれも棄却する。

争点 1（本件各文書による原告の名誉棄損の成否）

書き込みは本件処分場内の遮水シートが破損し保有水が漏えいしている事実を摘示している。（原告主張）

意見論評であり、事実を摘示したものではない。（被告主張）

争点 2 真実性の抗弁または相当性の抗弁

真実性、真実相当性があるか。

争点 3 書き込みの削除の適否

争点 4 原告の損害は 1040 万円が相当である。

裁判所の判断 認定事実

争点 1

本件連絡会が権利能力なき社団であるとしても、名誉棄損の不法行為が成立する場合、被告は原告に対し、不法行為に基づく損害賠償義務を負う。

本件書き込みは、長野県の原告に対する対応や地域住民の要望に十分に耳を傾けようとしない姿勢に対する批判を主な目的とし、第 2 処分場の検査結果のデータという事実を前提として、保有水の漏えいの可能性が高いと考えていることを強調する表現である。

「ほとんど漏洩確定」の部分は漏えいの可能性が高いという意見、論評である。

「産業廃棄物施設は厳しい管理と安全性の確保が求められる。」

本件書き込みにより原告の名誉は毀損される。

争点 2

本件書き込みのリンク先に記載されている、長野県による水質検査結果は、重要な部分において真実であると認められる。記載された塩化物イオン、臭素イオン比率の記載も真実であると認められる。

本件書き込みは原告の社会的評価を低下させるものであるが、真実の前提事実に基づく意見論評として、許される範囲のものであり違法性を欠く。

原告の請求は理由がなくこれを棄却する。

平成27年（ネ）第873号損害賠償等請求事件

高裁判決 平成27年8月6日 東京高裁

本件控訴を棄却する。

争点1

（本件書き込み①～④による原告の名誉棄損の態様
事実を摘示している。（原告）

事実を元にした意見ないし論評である。（被告）

争点2

本件書き込みによる社会的評価低下の有無

争点3

真実性または相当性の抗弁の成否

争点4

書き込みの削除の適否

争点5

控訴人の損害

当裁判所の判断 認定事実

争点1

「ほとんど漏洩確定」の表現は漏えいの可能性がきわめて高いという指摘をするものであるから、証拠等をもって存否が決する事が可能な**漏えいの事実を摘示したものと**解せられるべき。

争点2

本件書き込①～④により**控訴人の社会的評価は低下する。**

争点3

**第2処分場からの保有水の漏えいの有無やその可能性は、広く地域住民の健康や経済活動
するなど、その身体、生命、財産等に影響を与えることは明らかである。**

**本件書き込①～④は、公共の利害に関する事実に係り、かつ専ら公益を図る目的に出たもの
と認められる。**

真実相当性の理由

ア) 被控訴人は、勉強会を通じて塩化物イオン濃度や電気伝導度が、廃棄物処理施設からの漏えいを疑う指標となりうる知見を得ていた。

イ) 連絡会が行った平成24年5月の調査で、第2処分場周辺に電気伝導度の高い数値の場所があった。

ウ) 長野県の行なった検査結果を入手していた。（平成24年6月、平成24年12月）

エ) 平成24年11月長野県との意見交換会において、

担当者は「**処分場周辺地下水には人為的な汚染がある**。処分場からの漏えいであるかはわからないものの、処分場が何らかの原因となっている恐れもあるので廃棄物の搬入の中止を指導している」との説明をしていた。

オ) 長野県は第2処分場の地下水の検査を続けており、平成14年度には塩化物イオン濃度が高く、有害物質等が検出されていると指摘し、その他の年度においても塩化物イオンが高濃度で電気伝導度が高いとコメントしていた。

被控訴人はその公文書入手していた。

カ) 千葉県は塩化物イオンに加え、臭素イオン、有機フッ素化合物の調査結果をもとに管理型処分場内の保有水が漏えいしていると判断した。被控訴人はその認識を有していた。

キ) 被控訴人は現地調査により第2処分場の外壁に多数のひび割れがあることを確認していた。

塩化物イオンと臭素イオンの比率について

両イオンの比率が近似していれば漏えいの疑問が生じるということはそれ自体みやすい道理である。

以上によれば、被控訴人が本件書き込みをした行為には、控訴人の名誉を毀損する故意または過失がなかったと認めるのが相当である。

控訴人の請求は理由がなく控訴を棄却する。

平成27年（受）第2049号

判決日 平成28年2月5日

最高裁判所第二小法廷

主文 **本件を上告審として受理しない。**

申し立て費用は申立人の負担とする。